

20. ながら運転防止支援サービス導入促進助成事業

1.事業概要	・国土交通省では、2025年度までを計画期間とする「事業用自動車総合安全プラン2025」を策定し、目標達成のための講ずべき施策として「ながら運転」への対応が掲げられたことから、この種交通事故の未然防止を目的として、本サービス導入の際にその費用の一部を助成します。
2.助成要件	・以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。 ①静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。 ②申請時において、加入後2か月以上経過していること。 ③社会保険等への加入が適正になされていること。(保険料を納付していること。)
3.助成期間・ 受付期間	・令和3年4月1日～令和4年2月15日 ※令和3年4月1日以降に専用端末を購入、県内の認可営業所に配置するトラックに装着し、令和4年2月15日までに実績報告書を提出して下さい
4.対象品目・ 助成条件	・三井住友海上「FOUR SAFETY」～ながらスマホ運転防止支援サービス ・助成期間内に県内認可営業所に配置する事業用トラックに装着すること。
5.予算総額	・100万円
6.助成金額	・専用端末本体価格(税抜)の1/2(千円未満切捨て) 上限2,000円 ※工賃その他経費(通信料含む)は本体価格には含まれません。
7.助成上限	・1事業者あたりの上限は、20台までとします。
8.申請方法	・以下の書類を静岡県トラック協会業務部あて提出してください。 ①交付申請書(兼助成金請求書) ②申請内訳書 ③販売証明書 ④領収書等の写し ※手形による支払いの場合は、交付申請時点で支払いが完了(決済)している必要があります。 ⑤保険料納入告知額・領収済額通知書の写し ※厚生労働省年金局が発行した直近のもの。 ⑥振込先通帳の写し ※金融機関(支店)名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの。
9.その他	・サービスの概要は、三井住友海上のホームページよりご確認ください 【販売専用窓口】 三井住友海上 静岡支店 静岡第二支社 山田氏 電話：054-273-5135

